# 日本における手話通訳制度の現状と課題

小出新一

(世界会議レポート 手話通訳分科会/7月12日)

私は小出新一です。日本から来ました。私は、日本の京都府という地方自治体で、これまで23年間、社会福祉、特に障害者福祉の仕事をしています。

私は、仕事とは別に手話通訳者として全国手話通訳問題研究会のメンバーとして活動しています。

全国手話通訳問題研究会というのは、日本の中で手話通訳活動をしている人、又、手話 通訳者をめざして学習している人などで組織されています。私達のこの会は、全国 47 都道 府県すべてに支部を持ち、会員は約 6500 名です。

私は、この会で機関誌を編集する責任者として活動しています。

今日は、全国手話通訳問題研究会のメンバーとして日本の手話通訳制度の歴史と現状についてお話しします。

#### 1 日本における手話通訳制度化の背景

1947年、第二次世界大戦により解散状態にあった聴覚言語障害者の全国組織である全日本聾唖連盟が再建された。この全日本聾唖連盟は、1949年わが国に「身体障害者福祉法」が制定されるのとあいまって「福祉事務所等公的機関への手話のできる専任福祉司の設置」即ち手話通訳の公的保障の実現を政府に要求して運動を進めてきた。

一方 1960 年代に入り、聴覚言語障害者の社会経済活動の広がりに合わせ手話通訳の必要性が増加するとともに、政府における手話通訳制度の未確立の中で要求運動の理解者として、また地域におけるボランティア通訳者として、一般国民を対象とした手話の普及を図ることを、もう一つの柱として運動を進めてきた。

つまり、日本の聴覚言語障害者は政府に専門的能力を有する手話通訳者の設置を求める 一方で、自らボランティア通訳者の養成を推進するという2つの柱で運動を進めてきたと ころに大きな特徴がある。

#### 2 わが国におけるコミュニケーション施策の始まり

政府は、全日本聾唖連盟を中心とする手話通訳者の設置要求とあわせ、ボランティア通 訳活動の広がりという状況の中で手話のできる健聴者を養成するため1970年手話奉仕員養 成事業を開始するとともに、この事業で養成した手話奉仕員に依拠して1973年手話通訳設 置事業、そして1976年手話奉仕員派遣事業を開始した。

これらのコミュニケーション施策は、手話通訳の公的保障を進める点で大きな役割を果たしたものの課題も多く残されていた。

養成事業では、専門的能力を有する手話通訳者を養成するものでなく、手話通訳ボラン ティアにとどまったために手話通訳者としての認定基準があいまいであり、従って通訳技 術・専門的知識にかなりの差が生まれたこと。

また、設置、派遣事業についても政府から事業の実施基準が示されず、各都道府県にその実施方法が任されたため、全体的に手話通訳者の労働条件が悪く、しかも事業実施について各都道府県の地域格差が広がっていったことがあげられる。

### 3 日本の手話通訳者の現状

日本における手話通訳者及び手話学習者の全国組織である「全国手話通訳問題研究会」が 1990 年に手話通訳を職業としている全国 457 人に対し「手話通訳者の実態と健康についての実態調査」を実施した結果その概要は次のとおりであった。

- (1) 手話通訳を職業としている手話通訳士は全国で 457 人であり、1983 年の調査に比べ 53.9%増加している。
- (2) 男女構成は、男性が 15%、女性が 85%。
- (3)年齢別に見ると全体の57%が40歳未満で、経験年数では50%が5年未満。
- (4) 労働条件で見ると、全体の 60%が非常勤嘱託職員で、又、収入面でも 60%が月収 15万円以下。
- (5)健康状態の面から見ると、全体の30%の通訳者が「目が疲れる」「体がだるい」等の 異常を訴えている。

#### 4 コミュニケーション施策の充実

聴覚言語障害者の社会参加の拡大とともに、専門的能力を有する手話通訳者の必要性が 増大する中で、現行の養成・設置・派遣制度ではもはや対応できなくなるとともに、これ らの諸制度がもたらした問題点を解決するために、政府は1982年「手話通訳制度調査検討 委員会」等を設置しコミュニケーション施策の充実について検討を行った。

#### その結果

- (1) 1989 年政府の認定試験制度である「手話通訳士」試験を開始し、手話通訳者の認定 基準を明確化するとともに
- (2) 1990 年から国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて「手話通訳専門職員養成課程」を開設し、専門的能力を有する手話通訳者の養成に着手した。
- (3) 又、1990年には、「聴覚障害者情報提供施設」制度を設け、字幕付きビデオライブラリーの整備等聴覚障害者への情報提供サービスとともに、手話通訳の派遣センター機能も持たせた。
- (4) 加えて、1995年からは、市町村が手話通訳者を設置した場合の政府及び都道府県の補助制度を充実し、設置促進に取り組もうとしている。

## 5 今後の課題

(まとめにかえて)

これまで述べてきたように、わが国の手話通訳制度は、当事者団体自らが養成してきた手話通訳ボランティアに依拠して進められてきた。1990年代に入り、政府により大幅な制度改善が行われてきたものの、聴覚言語障害者のニーズに応えられる手話通訳制度の確立のためには、これらの改善された諸制度の充実を図り、行政の責任において専門的な能力を有する手話通訳者の養成、設置が前提となるが、当面具体的課題として下記の点があげられる。

- (1) 現在日本の手話通訳を支えている手話通訳ボランティアへの専門的研修を行い、多様化・専門化する通訳内容に対応できるよう質の向上を図る。
- (2) 行政の責任において必要な機関への手話通訳者の設置を行うとともに、労働条件の確立やその監督ができる体制を確立する。
- (3) 手話通訳者の健康問題に対する医療分野での研究を進めるとともに、異常を訴える通訳者への治療、生活保障を図る。
- (4) 手話通訳者は、健康で手話通訳業務ができるようなマニュアルを早急に作成し、聴覚言語障害者をはじめとする社会への理解と認識を広める。

以上の4点について、我々手話通訳者も聴覚言語障害者や行政関係者と十分論議をし日本の手話通訳制度の発展に向けて努力していきたい。

